

桜川市・つくば市間広域連携バス運賃

【バス利用の降車時に支払い】

①基本運賃

一律 200円

・障がい者等割引

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、児童福祉法に該当する方の運賃を基本運賃の半額とする。ただし、次のとおり身分の確認できるものを提示する。

区分	対象者	身分の確認
身体障がい者	身体障がい者手帳の交付を受けている者	身体障がい者手帳
知的障がい者	療育手帳の交付を受けた者	療育手帳
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者	精神障がい者保健福祉手帳
児童福祉法の適用を受ける者	児童福祉法第12条の4・第41条～44条に規定する諸施設により養護又は保護を受けている者	施設長の発行する割引証明書

・こども割引

小学生の運賃を基本運賃の半額とする。また、未就学児の運賃を無料とする。

・乗継ぎ割引

筑波山口でつくバス（北部シャトル）から広域連携バスに乗り継いだ利用者の運賃を基本運賃から100円割引とする。ただし、障がい者等割引、こども割引との併用は不可とする。

②定期券

		基本運賃 (片道)	定期運賃		
			1か月	2か月	3か月
通勤定期	往復	200円	7,200円	—	20,520円
通学定期	往復	200円	6,000円	12,000円	17,100円
	片道	200円	3,000円	6,000円	8,550円
	端数	有効期間を定期運賃の月数＋必要な日数とした定期券			

・障害者手帳などをお持ちの方の定期運賃は、通勤・通学ともに、定期運賃の3割引とする。ただし、次のとおり身分の確認できるものの提示を要する。

区分	対象者	身分の確認
身体障がい者	身体障がい者手帳の交付を受けている者	身体障がい者手帳
知的障がい者	療育手帳の交付を受けた者	療育手帳
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者	精神障がい者保健福祉手帳
児童福祉法の適用を受ける者	児童福祉法第12条の4・第41条～44条に規定する諸施設により養護又は保護を受けている者	施設長の発行する割引証明書

- ・小学生は、通学定期の半額とする。
- ・通学定期を新規又は年度当初からで購入する場合は、学校(中学校・高校・大学・専門学校等)が発行する通学証明書の提出を要する。ただし、継続して購入する場合は、通学証明書の提出を不要とし、所有している定期券の提出を要する。

③ヤマザクラパス (桜川市バス乗り放題の学生向け特別割引定期券)

対象者：学校教育法に規定する中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び
桜川市の指定する各種学校に通学する方

利用期間：1か月(最長3か月分を発行)

料金：1か月(暦月)4,000円

<備考>

- ・ヤマザクラパスを新規又は年度当初からで購入する場合は、学校(中学校・高校・大学・専門学校等)が発行する通学証明書の提出を要する。ただし、継続して購入する場合は、通学証明書の提出を不要とし、所有しているヤマザクラパスの提出を要する。